

未来の住むまち東山をつくる交流会～みらひがし～に係る企画運営業務 評価要領

1 目的

未来の住むまち東山をつくる交流会～みらひがし～に係る企画運営業務の事業予定者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

2 評価方法

事業者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、事業予定者を1者選定する。

提案資料の内容に基づき、各評価項目について各審査員が採点を行い、各項目の平均を提案者の点数とする。

3 審査員

東山区役所地域力推進室長

東山区役所地域力推進室企画連携課長

東山区役所地域力推進室総務・防災課長

4 評価基準・評価点

(1)評価項目及び配点

各評価項目における評価事項、配点は以下の表のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
①	・地域の現状、課題及び本業務の趣旨を的確に理解し、業務実施方針を立てているか。	10
②	・本事業の趣旨を踏まえた効果的な交流会の実施計画となっているか。	10
③	・事業のコンセプトが伝わり、参加者の関心を引く内容となっているか。	5
④	・参加者同士がお互いの取組や興味・関心を知り、活発な交流を図ることが可能な提案か。	15

⑤		・活動紹介を効果的に取り入れるなど、参加者同士が各々からの発想を得られる実施内容か。	15
⑥	開催報告資料等の作成	・京都市HPでの公開を前提とした資料作成が提案されているか。 ・次年度以降の開催に向けた工夫が盛り込まれているか。	10
⑦	各種事業との連携	・京都市及び東山区役所が進める各種事業と連携を行い、相乗効果が見込める提案か。	10
⑧	業務実績	・提案内容に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	10
⑨	業務実施体制	・本業務を確実に実行するための必要な体制が確保・担保されているか(業務を実施するための知識や経験、ネットワークを含む。)。	10
⑩	見積金額	・5点×(全受託希望者の中の最低提案価格)／(受託希望者の提案価格)	5
合計点			100
⑪	市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。 ※ 該当する場合は上記合計点に3点加点	3
⑫	SDGs(持続可能な開発目標)	・「これから1000年を紡ぐ企業認定」に該当するかどうか ※ 該当する場合は上記合計点に3点加点	3

(2) 評価点

評価対象の各項目を以下の5段階で評価する。

評価	評価点 ③⑩	評価点	評価点
		①②⑥⑦⑧⑨	④⑤
提案が優れており、具体的である。	5点	10点	15点
提案が優れている。	4点	8点	12点
普通	3点	6点	9点
記述に具体性がない等、不十分	2点	4点	6点
記述がない、又は本区の意図に反している。	1点	2点	3点

5 事業予定者の決定方法

評価項目の各点数(審査員の評価点数の平均)の合計点が最も高いものを事業予定者とする。

ただし、見積価格が募集要項で定める委託上限額を上回る場合については失格とし、評価対象外とする。

なお、すべての項目の合計点が60点に満たない場合は、最も高い点数であっても事業予定者としない。